

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所  
原子炉設置変更許可申請に係る事前了解について

平成22年6月3日に東京電力株式会社から提出のあった、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所原子炉設置変更許可申請に係る事前了解願について、立地4町との協議が整ったことから、本日付けで了解しましたので、お知らせします。

記

1 福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請に係る事前了解願概要

(1) 機器保安全管理建屋の設置計画

(2) 安全対策部会の協議結果

本計画により、作業環境向上及び放射性廃棄物の減容等が図られるものであり、原子力発電所周辺地域の安全を確保していく上で、特に問題はないものと考えられる。

なお、事業者においては、施設の設置、運営に当たり、次の点に十分配慮すべきものとする。

- ① 点検機器、放射性廃棄物等の構内運搬作業に際しては、安全管理に万全を期すること。
- ② 機器等の分解点検及び廃棄物の解体・除染作業等に際しては、放射線管理に万全を期し、作業従事者の被ばく低減並びに環境への粒子状放射性物質の飛散防止を図ること。

2 福島第二原子力発電所原子炉設置変更許可申請に係る事前了解願概要

(1) 使用済樹脂等の処理設備の設置計画

(2) 安全対策部会の協議結果

本計画により、放射性廃棄物の減容が図られるものであり、原子力発電所周辺地域の安全を確保していく上で、特に問題はないものと考えられる。

なお、事業者においては、施設の設置、運営に当たり、次の点に十分配慮すべきものとする。

- ① 貯蔵施設から焼却設備までの放射性廃棄物の移送作業に際しては、放射線管理に万全を期し、作業従事者の被ばく低減を図ること。
- ② 設置予定の焼却設備においては、排ガス中に含まれるよう素等ハロゲン類は、基本的にフィルタによる捕集効果が期待できないものであることから、焼却処理する放射性廃棄物中のよう素131等については確実に十分な減衰を図ること。

※ 安全対策部会は、「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」に基づき福島県原子力発電所安全確保技術連絡会に設置され、福島県及び立地4町（双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）の職員が委員となっており、原子力安全対策課長が部会長となっています。